

その夢の、一歩先へ
Open the Future with You



各 位



2026年5月15日

会社名 株式会社オリエントコーポレーション
代表者 代表取締役社長 梅 宮 真
(コード番号:8585、東証プライム)
問合せ先 財務部 I R 室長 中 島 智 紀
(TEL. 03-5877-1111)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）より、2026年6月24日開催予定の第66期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル

2. 提案内容

1) 議題

- (1) 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件
- (2) 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案にいずれも反対いたします。

(1) 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本議案に対し反対いたします。

イ. 反対の理由

当社には株式会社東京証券取引所が定める支配株主はおりませんが、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほ FG」といいます。）及びその連結子会社（以下、総称して「大株主」といいます。）の合計で約 49%の出資を受けております。

このような現況下、当社では、以下の体制で大株主と少数株主との利益相反の防止と少数株主保護に努めております。

- ① 取締役会の監督機能を強化するべく「コーポレート・ガバナンス規程」にて取締役会の過半数を原則非業務執行取締役とする旨規定したうえで、現在取締役会の過半数を独立社外取締役で構成しています。
- ② 「コーポレート・ガバナンスの基本方針」にて株主共同の利益保護を明確に掲げ、利益相反管理委員会を設置して大株主との重要取引を審議しています。これにより適正な取引条件の維持と独立性の確保を図っています。
- ③ 原則として年 1 回、取締役、執行役員及び主要株主との取引に関する調査を実施し、利益相反管理委員会及び取締役会に報告しています。法令等に従った適切な開示も行い取締役会の意思決定の公正性を確保しています。
- ④ 経営計画等当社の意思決定を行うプロセスにおいて大株主の事前承認を要する等の関与はなく、独立性は十分に確保しています。

加えて、提案株主が指摘するような当社取締役がみずほ FG 株式を保有することによるインセンティブの歪みは現在生じておらず、かつ、上記①乃至④の体制が有効に機能することで今後生じるおそれもないと考えております。

また、そもそも定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等、会社の基本的な枠組みを定めるものであり、法令上の義務ではない特定の事項に関する開示について定款に定めることは、機動的かつ柔軟な経営判断・業務執行を損なうおそれがあるため馴染まないものです。

この点、当社としては、当該利益相反に関する開示については、当社における大株主との利益相反に対する監督が当社の経営状況・ガバナンス構造や大株主との関係性等を踏まえた必要かつ十分な利益相反監督体制を構築・運用し、その実効性を継続的に向上させることによって行われていることについて株主の皆様に説明することが適切であると考えております。

したがって、当社の大株主と少数株主との間に存在する潜在的な利益相反に関する開示に関して、株主総会参考書類において取締役候補者による大株主の株式保有状

況を開示することを定款に定めることは、当社における適切な開示方法の選択を制限することになり、会社の根本規則という定款の性質にそぐわないものと判断しております。

以上のことから、当社は、大株主と少数株主との間に存在する潜在的な利益相反に関して、本株主提案のように定款に個別の開示規定を設ける本議案に対し、反対いたします。

(2) 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本議案に対し反対いたします。

イ. 反対の理由

当社定款では取締役会議長を「取締役会にてあらかじめ定められた取締役」と規定しており、現行の取締役会は非業務執行取締役である取締役会長が議長を務めております。現在取締役会は過半数が独立社外取締役により構成され、加えて、監査等委員（4人のうち3人が独立社外取締役）が厳格に経営を監査し、取締役会の監督の基盤を作っています。さらに、毎年取締役会の実効性評価を行い、必要に応じて改善措置を講じることで監督機能の強化に努めております。

また、当社としては、取締役会において実効的なアジェンダ設定と事業リスク等を踏まえた建設的な議論を行う為には、取締役会議長が法的規制（割賦販売法、貸金業法等）や与信・債権回収などに関する高度な知見を有することに加え、信販業、貸金業、金融保証等を併営する当社の複雑な事業特性を十分に理解していることが必要であると考えます。さらに、企業統治の基本原則などに精通していることはもとより、多数のステークホルダーとの長年の関係等を知悉し、適切なガバナンスを実現できる広い視野や経営戦略・事業内容の理解など多様な資質を持っていることも重要であると考えます。

この点、企業経営に関する多面的な経験を有し、かつ当社の事業に精通している飯盛徹夫氏（以下「飯盛氏」といいます。）が非業務執行取締役である取締役会議長として、業務執行から離れた客観的立場で会社のモニタリングや監督を行う現在の体制は、取締役会を実質的な戦略やリスクを議論する場にするとともに、取締役会の監督機能の実効性の確保と適切な議案選定・議事進行を両立させることを可能とし、取締役会において「監督機能の実効性確保」と「適切な議案選定と密度の高い議事進行」を両立せしめていると考えております。

他方、本議案の提案理由は、前社長である飯盛氏が議長を務めることにより取締役会の中立性及び監督機能が阻害されると指摘しています。しかし、前述のとおり、取締役会の過半数を占める独立社外取締役や監査等委員会による厳格な経営チェック体制が確立

されていることに加え、当社では、毎年、取締役会の監督機能の向上に向けて取締役会の実効性評価を行っていますが、その中でも飯盛氏は、議長の役割を適切に遂行していると評価されております。これらの事情を考慮すれば、議長が前社長であることが取締役会の中立性や監督機能を損なうものではないことは明らかであると考えます。

また、本議案の提案理由は、飯盛氏の社長在任中に中期経営計画の未達が繰り返された点に言及しております。当社としては、これらの経営上の課題を真摯に受け止め、事業構造改革をはじめとする企業価値向上に向けた取組みを一層強化していく所存です。

一方で飯盛氏は、信託銀行の社長等それまでの企業経営に関する多面的な経験に加え、社長在任時において経営環境の変化を踏まえたガバナンス体制の強化やリスク管理の高度化を推進し、継続的な信用格付けの向上などを通じて経営基盤の強化に大きく寄与してまいりました。それらは現在の企業価値向上の取組みに大きく寄与しており、当社の持続的成長の為の基盤となっているものと評価しております。そして、飯盛氏が厳しい環境下での経営経験を活かし、非業務執行取締役である取締役会議長として監督側の立場から適切な役割を果たすことは、当社のガバナンスの実効性向上及び安定的経営に資するものであると考えております。

なお、当社は、最適なガバナンス体制は事業環境や事業戦略の変化に応じて柔軟に見直すべきものと認識しています。したがって事業構造の変化、取締役会の構成の変化などがあれば、社外取締役の取締役会議長就任を否定するものではありません。但し、取締役会議長を社外取締役に限定する旨を定款に盛り込むことは、議長の選任をかえって硬直化させ、その時々状況に応じた取締役会運営の柔軟性を損なうおそれがあり、適切でないと判断し、本議案に反対いたします。

(別紙) 本株主提案の内容

第1 提案する議題

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件
2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

第2 提案の内容

以下の1. 及び2. の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/MIZUHO-ORICO/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

本議案は、当社の発行済株式総数の48%（自己株式を除く。）を保有する株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）以外の当社株主（以下「少数株主」という。）を保護することを企図し、みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」という。）に関する当社取締役による株式保有状況を明らかにするため、現行の定款に以下の条文を新設するものである。

第4章 取締役及び取締役会

（支配株主グループ株式保有の開示）

第32条 当社は、当社の取締役選任議案を株主総会に提出する場合、株主総会参考書類における取締役選任議案の注記事項として、取締役候補者による申告に基づき、当該取締役候補者が株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を保有するか否か、保有する場合は保有する株式数を開示する。

2. 前項の場合において、当該取締役候補者が当社に対し、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式保有の有無および保有する株式数に関する申告を拒否し、又は相当期間内に申告しないときは、当社は、その旨を開示することをもって前項の開示に代えることができる。

2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

本議案は、取締役会議長を社外取締役から選任するため、現行の定款第24条を以下の通り

変更するものである。

現行定款

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案（下線は変更部分を示す）

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた社外取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の社外取締役が取締役会を招集し、議長となる。社外取締役全員に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

第3 提案の理由

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

みずほFGは、当社議決権の約48%を保有するみずほ銀行の完全親会社であり、当社の少数株主とみずほFGの間には構造的な利益相反リスクが存在する。このような状況下、当社取締役がみずほFG株式を保有している場合、当該取締役がみずほFGの株主という個人的な立場を優先し、当社の少数株主の利益を害することが懸念される。

したがって、当社の取締役候補は、選任に際してみずほFG株式の保有状況を開示のうえ、株主の判断を仰ぐべきである。

なお、提案株主は、本提案に先立ち飯盛徹夫会長および梅宮真代表取締役社長に対してみずほFG株式の保有状況を確認してその売却を求めたが、飯盛会長は保有状況について回答を拒否し、梅宮社長は保有を認めたいうで、売却は困難と回答した。

当社取締役がみずほFGの株主との個人的立場を優先するおそれを可及的に防ぐため、少なくとも、今後の取締役候補者はみずほFG株式の保有状況を開示するべきである。

2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

取締役会の中立性及び監督機能を確保するためには、業務執行から独立し、経営陣と距離を

保つ者が議長を務めることが望ましい。当社は、2025年4月1日付で飯盛徹夫氏を代表取締役会長とし、同年6月25日付定時株主総会において定款を変更し、会長が取締役会議長を務め得る体制とし、実際に同氏が議長に就任している。このように前社長かつ現取締役である飯盛氏が議長を務めて多大な影響力を維持するのでは、取締役会の中立性及び監督機能が妨げられる。さらに、飯盛氏は社長時代に中期経営計画の未達を繰り返し、同氏社長任期中の当社の株価はマイナス34%、経常利益は225億円から123億円まで低下しており、本来は経営責任を取り取締役を退任すべきである。

飯盛氏が当社にて取締役会議長を担うのは不適切であり、社外取締役が取締役会議長を務めることが当社のガバナンス向上に資するため、取締役会議長は社外取締役から選任すべきである。

以 上